

瀬戸市生活交通確保維持改善計画

(地域内フィーダー系統)

(策定年月日) 平成28年 6月28日

(協議会名称) 瀬戸市地域公共交通会議

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

瀬戸市においては、今後の高齢化や中心市街地のにぎわいの向上などの課題等を踏まえた安全、安心、快適に利用できる公共交通ネットワークの形成に向けた取り組みが重要である。2つの鉄道軸と一体となった幹線バスにより公共交通軸の形成し、また、地域特性を踏まえたコミュニティバスの運用することで、各交通機関との連携等による利用しやすい公共交通ネットワーク形成し、公共交通の確保維持を図っている。

瀬戸北線及び赤津線は、瀬戸市地域公共交通総合連携計画において、鉄道と一体となって瀬戸市内の公共交通軸としての機能を担う路線として、鉄道へアクセスする市内基幹バスに位置づけられている。また、将来都市構造を誘導するとともに公共交通軸として需要に応じた一定のサービス水準を確保すべき路線としている。

瀬戸北線及び赤津線の確保維持は、市東部の交通不便地区における生活交通の確保並びに瀬戸市内における公共交通ネットワークの構築に必要不可欠なものである。

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

○目標

年間利用者数

	瀬戸北線	赤津線
平成29年度 (H28.10~H29.9)	280,000人	65,000人
平成30年度 (H29.10~H30.9)	280,000人	65,000人
平成31年度 (H30.10~H31.9)	280,000人	65,000人

○効果

瀬戸北線及び赤津線が運行されることにより、古瀬戸、東明、深川地域の交通不便地区の住民約5,400人の生活交通が確保される。また、名鉄瀬戸線、愛知環状鉄道、広域基幹バス、その他の市内基幹バス及びコミュニティバスと接続することにより公共交通ネットワークの構築が図られ、上品野、下品野、祖母懐の各地域を加えた地域の通勤通学を含む交通不便を解消することができる。

3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

[瀬戸北線]

○路線図

①起点：上品野 ～ 経由地：しなのバスセンター・瀬戸駅前 ～ 終点：新瀬戸駅

②起点：しなのバスセンター ～ 経由地：瀬戸駅前 ～ 終点：新瀬戸駅

③起点：上品野 ～ 経由地：しなのバスセンター ～ 終点：瀬戸駅前

④起点：しなのバスセンター ～ 経由地：古瀬戸 ～ 終点：瀬戸駅前

資料「瀬戸北線路線図」参照

瀬戸北線の内、地域公共交通確保維持改善事業の補助対象系統は③のみ。

○予定しているダイヤ

始発出発時間 5時57分～終発出発時間 23時7分

資料「瀬戸北線時刻表」参照

○運行期間

平成28年10月1日～平成29年9月30日

※8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日は、休日ダイヤにて運行

○運行事業者の決定方法

運行事業者のノウハウを活用し、効率的で利便性が高くより安全な運行を行うため、プロポーザル方式により事業者（名鉄バス株式会社）を決定した。

○既存交通や地域間交通との関係や整合性

瀬戸市公共交通総合連携計画において、地域間交通ネットワークである鉄道と一体となって瀬戸市内の公共交通軸としての機能を担い、コミュニティバスが接続する市内基幹バス路線として位置づけられ、既存公共交通圏外を経由する路線。

○補助対象事業

平成21年10月～平成24年3月 地域公共交通活性化・再生総合事業

平成24年4月～ 地域公共交通確保維持改善事業

[赤津線]

○路線図

①起点：赤津 ～ 経由地：古瀬戸 ～ 終点：瀬戸駅前

②起点：赤津 ～ 経由地：一里塚 ～ 終点：瀬戸駅前

資料「赤津線路線図」参照

○予定しているダイヤ

始発出発時間 6時20分～終発出発時間 21時53分

資料「赤津線時刻表 平日」「赤津線時刻表 土休日」参照

○運行期間

平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

※ 8 月 13 日から 8 月 15 日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日は、休日ダイヤにて運行

○運行事業者の決定方法

赤津線が運行する一部区間（瀬戸駅前から古瀬戸区間）では、瀬戸北線が運行されバス停留所を共有しており、また瀬戸北線と相互に乗り継げるよう同事業者とした。

○既存交通や地域間交通との関係や整合性

瀬戸市公共交通総合連携計画において、地域間交通ネットワークである鉄道と一体となって瀬戸市内の公共交通軸としての機能を担い、コミュニティバスが接続する市内基幹バス路線として位置づけられ、既存公共交通勢圏外を經由する路線。

○補助対象事業

平成 21 年 10 月～平成 24 年 3 月 地域公共交通活性化・再生総合事業

平成 24 年 4 月～ 地域公共交通確保維持改善事業

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

資料「表 2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統（乗合バス型運行）用）」参照

5 補助の交付を受けようとする補助対象事業者

交通事業者名：名鉄バス株式会社

6 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

古瀬戸、東明、深川地域の交通不便地域等を含む市東部

資料「表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要」参照

7 協議会の開催状況と主な議論

瀬戸北線及び赤津線における、現行の路線及び地域公共交通確保維持改善事業の申請に係る開催状況。

○平成 22 年 12 月 14 日 平成 22 年度第 3 回 瀬戸市地域公共交通会議
運行時間帯、運行便数、路線の概要について協議

○平成 23 年 2 月 9 日 平成 22 年度第 4 回 瀬戸市地域公共交通会議
運行時間帯、運行便数、路線の詳細について協議・承認

○平成 24 年 6 月 22 日 平成 24 年度第 1 回 瀬戸市地域公共交通会議
平成 24 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更申請について協議・承認

- 平成 25 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について協議・承認
- 平成 25 年 6 月 18 日 平成 25 年度第 1 回 瀬戸市地域公共交通会議
- 平成 26 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について協議・承認
- 平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年度第 2 回 瀬戸市地域公共交通会議
- 運行時間帯、運行便数、路線の概要について協議
- 平成 25 年 12 月 27 日 平成 25 年度第 3 回 瀬戸市地域公共交通会議
- 運行時間帯、運行便数、路線の概要について協議・承認
- 平成 26 年 6 月 24 日 平成 26 年度第 1 回 瀬戸市地域公共交通会議
- 平成 27 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について協議・承認
- 平成 26 年 12 月 24 日 平成 26 年度第 2 回 瀬戸市地域公共交通会議
- 平成 27 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の評価について協議・承認
- 平成 27 年 6 月 16 日 平成 27 年度第 1 回 瀬戸市地域公共交通会議
- 平成 28 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について協議・承認
- 平成 27 年 12 月 21 日 平成 27 年度第 2 回 瀬戸市地域公共交通会議
- 平成 28 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の評価について協議・承認
- 平成 28 年 6 月 28 日 平成 28 年度第 1 回 瀬戸市地域公共交通会議
- 平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について協議・承認

8 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通総合連携計画は、パブリックコメントやバス利用者へのアンケート調査結果を踏まえ、市内の各種団体や市民公募による委員等で構成する瀬戸市地域公共交通会議で検討を行い策定し、利用者・市民等からの意見を反映させた内容となっている。

また、市内基幹バスの運行内容については、瀬戸市地域公共交通会議で協議するとともに、市内基幹バス沿線地区に設置している沿線協議会において協議を行うなど利用者・市民等の意見を反映させた内容となっている。

[瀬戸市地域公共交通総合連携計画]

- ・平成 20 年 12 月 利用者実態調査
- ・平成 21 年 4 月 瀬戸市地域公共交通会議にて協議
- ・平成 21 年 5 月 パブリックコメント
- ・平成 21 年 6 月 瀬戸市地域公共交通会議にて協議・承認
- ・平成 25 年 10 月 瀬戸市地域公共交通会議にて改定案を協議
- ・平成 25 年 12 月 瀬戸市地域公共交通会議にて改定案を協議
- ・平成 26 年 2 月 瀬戸市地域公共交通会議にて改定案を協議・承認

[瀬戸北線]

- ・平成 22 年度 品野台地区沿線協議会にて協議 (年 3 回開催)
- ・平成 22 年度 下品野地区沿線協議会にて協議 (年 4 回開催)
- ・平成 22 年 7 月 20 日 瀬戸市地域公共交通会議にて協議
- ・平成 22 年 11 月 17 日 品野連合自治会町内会長会議にて説明
- ・平成 22 年 12 月 7 日 下品野地区沿線協議会にて説明
- ・平成 22 年 12 月 14 日 瀬戸市地域公共交通会議にて協議
- ・平成 23 年度 品野台地区沿線協議会にて協議 (年 6 回開催)
- ・平成 23 年 2 月 9 日 瀬戸市地域公共交通会議にて協議・承認
- ・平成 24 年度 品野台地区沿線協議会にて協議 (年 5 回開催)
- ・平成 24 年度 下品野地区沿線協議会にて協議 (年 8 回開催)
- ・平成 25 年度 品野台地区沿線協議会にて協議 (年 8 回開催)
- ・平成 25 年度 下品野地区沿線協議会にて協議 (年 6 回開催)
- ・平成 25 年 10 月 24 日 瀬戸市地域公共交通会議にて協議
- ・平成 25 年 12 月 17 日 品野連合自治会にて説明
- ・平成 25 年 12 月 17 日 下品野連区自治会にて説明
- ・平成 25 年 12 月 27 日 瀬戸市地域公共交通会議にて協議・承認
- ・平成 26 年度 品野台地区沿線協議会にて協議 (年 7 回開催)
- ・平成 26 年度 下品野地区沿線協議会にて協議 (年 10 回開催)
- ・平成 27 年度 品野台地区沿線協議会にて協議 (年 8 回開催)
- ・平成 27 年度 下品野地区沿線協議会にて協議 (年 11 回開催)

[赤津線]

- ・平成 22 年度 赤津地区沿線協議会にて協議 (年 2 回開催)
- ・平成 22 年 7 月 20 日 瀬戸市地域公共交通会議にて協議
- ・平成 22 年 7 月 21 日 東明連区町内会長会議にて説明
- ・平成 22 年 10 月 12 日 東明連区自治会役員会議にて説明
- ・平成 22 年 10 月 18 日 古瀬戸連区自治会町内会長会議にて説明
- ・平成 22 年 10 月 18 日 東明連区自治会町内会長会議にて説明
- ・平成 22 年 12 月 14 日 瀬戸市地域公共交通会議にて協議
- ・平成 23 年度 赤津地区沿線協議会にて協議 (年 4 回開催)
- ・平成 23 年 2 月 9 日 瀬戸市地域公共交通会議にて協議・承認
- ・平成 24 年度 赤津地区沿線協議会にて協議 (年 3 回開催)
- ・平成 25 年度 赤津地区沿線協議会にて協議 (年 7 回開催)

- ・平成 25 年 10 月 24 日 瀬戸市地域公共交通会議にて協議
- ・平成 25 年 12 月 27 日 瀬戸市地域公共交通会議にて協議・承認
- ・平成 26 年度 赤津地区沿線協議会にて協議 (年 2 回開催)
- ・平成 27 年度 赤津地区沿線協議会にて協議 (年 2 回開催)

9 協議会メンバーの構成 (平成 28 年 6 月、合計 24 名)

会長	1 名	・瀬戸市長
学識経験者	2 名	
一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	3 名	・名鉄バス株式会社 ・瀬戸自動車運送株式会社 ・公益社団法人愛知県バス協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	1 名	・愛知県交通運輸産業労働組合協議会
市民団体又は市民の代表	7 名	・瀬戸市自治連合会 ・瀬戸市地域婦人団体連絡協議会 ・瀬戸市小中学校 P T A 連絡協議会 ・瀬戸市障害者団体連絡協議会 ・瀬戸市老人クラブ連合会 ・瀬戸市社会福祉協議会 ・瀬戸市商店街連合会
市の公募に応じた者のうち、市長が必要と認める者	2 名	
国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者	1 名	・国土交通省中部運輸局愛知運輸支局
瀬戸警察署長又はその指名するもの	1 名	・愛知県瀬戸警察署交通課
愛知県地域振興部交通対策課長又はその指名する者	1 名	・愛知県振興部交通対策課
愛知県尾張建設事務所長又はその指名する者	1 名	・愛知県尾張建設事務所維持管理課
市職員	2 名	・瀬戸市市民生活部 ・瀬戸市都市整備部
その他	2 名	・名古屋鉄道株式会社 ・愛知環状鉄道株式会社

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	瀬戸市
------	-----

(単位:人)

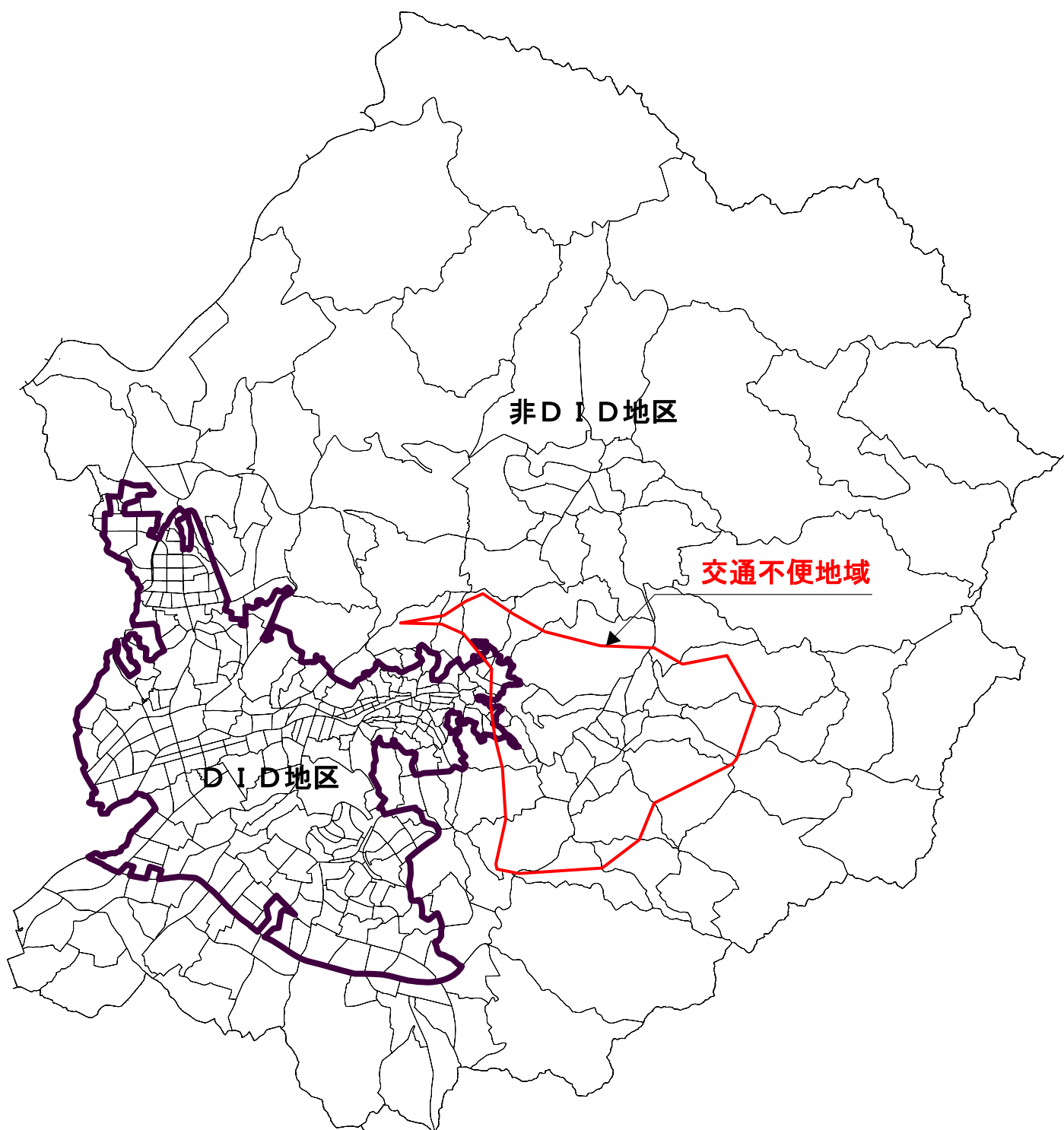
	人口
人口集中地区以外	34,169
交通不便地域	5,368

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法等
8	東印所町の一部	局長指定
211	東古瀬戸町の全部	局長指定
694	東拝戸町の全部	局長指定
92	西拝戸町の全部	局長指定
136	東洞町の全部	局長指定
160	東町の全部	局長指定
311	五位塚町の一部	局長指定
498	紺屋田町の一部	局長指定
45	西古瀬戸町の一部	局長指定
22	王子沢町の一部	局長指定
27	仲洞町の一部	局長指定
36	南東町の一部	局長指定
149	赤津町の全部	局長指定
527	窯元町の全部	局長指定
163	八王子町の全部	局長指定
85	中畑町の全部	局長指定
230	西窯町の全部	局長指定
152	東明町の全部	局長指定
259	小空町の全部	局長指定
357	新明町の全部	局長指定
173	太子町の全部	局長指定
134	白坂町の一部	局長指定
1	巡間町の一部	局長指定
898	塩草町の一部	局長指定
0	西山路町の一部	局長指定

人口集中地区以外の地区（非D I D地区）及び交通不便地域

瀬戸市

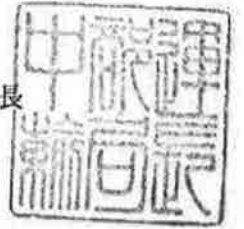




中運交企第 82 号
平成28年 2月26日

瀬戸市地域公共交通会議 会長 殿

中 部 運 輸 局 長



地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果の通知について

地域公共交通確保維持改善事業実施要領に基づき実施した二次評価の結果を別添のとおり通知します。

地域内フィーダー系統 事後評価要約版(27年度)

支局	No.	自治体・協議会名	二次評価
		事業概要	
		自己評価	
		瀬戸市地域公共交通会議	
	2	瀬戸北線、赤津線 (隔年評価)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・基幹バスの沿線協議会、コミュニティバスの運行協議会を設置し、地域、運行事業者と連携した乗り方教室や広報などの活動を実施。 ・基幹バス及びコミュニティバスによる市内バス路線の人口カバー率は96%。 ・瀬戸北線については利用者目標を達成できなかったが、赤津線については利用者目標を達成。 	<p>ルート・ダイヤ等運行内容の見直しを進めるとともに、広報紙の発行やバスの乗り方教室など、沿線協議会によるきめ細かな利用促進活動を実施され、地域公共交通の確保や維持に努められたことは評価しますが、市内の基幹バスに位置づけている赤津線・瀬戸北線については、路線の再検討やコミュニティバスとの分担の見直し等、より一層の改善を期待します。</p> <p>今後、「地域公共交通網形成計画」を作成していくなかで、まちづくりや観光との連携を視野に入れ、広域的な観点で幹線軸の位置付けを明確化されるよう期待します。</p>